

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和7年7月29日
件名	財務会計総合システムの改造委託(電子調達システムの再構築に伴う改修対応)
概要	当該業務は、本市の委託により、平成28年度から令和元年度にわたり株式会社NTTデータ東海が開発した財務会計総合システムの改造を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータ東海が本市の発注仕様内容を踏まえて、平成28年度から令和元年度にかけて開発したものです。本システムは庁内で幅広く利用されているため影響が大きく、安定した稼働が必要不可欠とされ、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求されますが、このような対応ができるのは運用保守を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している株式会社NTTデータ東海に限定されることから、今年度の運用保守業務は同者が契約の相手方となっています。 今回改造を行う事項についてはシステム全体を把握し、プログラムの整合性を常に適切に保ちながら行うことが必要です。 また、システムを一時停止することなく、プログラムの改修作業を行うことが必要不可欠であり、その作業はシステム運用を行っている者以外では困難です。 以上より、本契約については、運用保守業務の契約の相手方である同者と随意契約を行うものです。 [根拠条文] 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	10,367,280

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3016

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	秘書課
契約締結日	令和7年7月8日
件名	庁用自動車の賃貸借契約
概要	市長室において使用する公用車2台の賃貸借契約(再リース)
契約の相手方を選定した理由	随意契約とする理由 長期継続契約による賃貸借期間が終了した車両を再リースすることにより、引き続き使用するもの。なお、再リース契約における契約の相手先は、現行契約の相手先に限られるため、下記業者と随意契約を締結するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社トヨタレンタリース名古屋
契約金額(円)	2,772,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室秘書課です。
電話番号 052-972-3053

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年7月1日
件名	認証基盤システム等セキュリティ対策強化対応業務委託
概要	当該業務は、令和 8年 5月に予定されている本市の庁内ネットワークの次期分離モデル移行にあたり、総務局デジタル改革推進課が運用する認証基盤システム及び各種サーバー(ウイルス対策サーバー、庁内LAN接続パソコンのログ管理用のサーバー、イントラサーバー等)に必要なセキュリティ対策強化を委託により実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	認証基盤システムは、本市の要件に合わせて株式会社NTTデータ東海が選定した機器及びパッケージソフトウェアを用いて設計・構築されています。また、各種サーバーは、認証基盤システムが提供する機能である全庁ドメインを利用して構築されており、株式会社NTTデータ東海が運用管理作業を行っています。 本業務の遂行にあたっては、認証基盤システム及び各種サーバーの構成及び運用を前提とする必要があり、その知識を有する者が株式会社NTTデータ東海に限定されています。 以上のことから、当該業者以外が本業務を行う事は不可能である為、当該業者と随意契約をするものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	7,260,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年7月2日
件名	名古屋市データ連携基盤システムにかかるパブリッククラウド環境への接続作業等委託
概要	本市では、データ連携・データ変換・データ保護の機能を保持するデータ連携基盤システム（以下「データ連携基盤」という。）を構築し、令和8年9月にリリースすることを予定している。 データ連携基盤はパブリッククラウド環境（以下「基盤用環境」という。）への構築を予定しており、庁内ネットワークから、既存のガバメントクラウド接続回線の一部であるマルチクラウド接続拠点を利用して、基盤用環境に接続することを想定している。 本業務は、庁内ネットワークと基盤用環境を接続するため、マルチクラウド接続拠点において必要となる機器の設定変更や新設、回線の敷設等を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、現在マルチクラウド接続拠点における機器及び回線の運用保守を実施している業者以外では対応することができないため、当該業者と随意契約を締結するもの。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
契約金額(円)	5,797,000円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2264

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和7年4月9日
件名	大阪・関西万博(愛知・名古屋共同催事)における名古屋市魅力発信ブース運営業務委託
概要	愛知県及び名古屋市が共同で大阪・関西万博への催事出展を予定しており、出展コンテンツの一部として愛知・名古屋の魅力発信エリアを設置し、当該エリア内に名古屋市魅力発信ブースを出展する。 そこで本市ブースを展開するにあたり、ブース展開案の策定及び催事会場での運営等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 理由 本業務は、大阪・関西万博において愛知県及び名古屋市が共同出展するエリアの一部として名古屋市魅力発信ブースの運営業務を委託するものであるため、エリア全体を統一感のあるデザインや装飾でまとめる必要があるとともに、一体的な管理の下で運営することが求められる。 また、催事内容や資材の搬出入及び工事業者等の調整などについて、2025年日本国際博覧会協会との密な調整が必要となることから、エリア全体の運営を把握しながら業務を遂行することが求められる。 したがって、本業務の履行が可能な事業者は、2025年日本国際博覧会自治体参加催事実施業務(愛知県・名古屋市との三者契約)を受託し、エリア全体の催事実施業務を遂行中である当該事業者に限られることから、随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	7,973,900円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総合調整課です。
電話番号 052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	名古屋市内競技会場周辺バリアフリーマップ作成業務委託
概要	2026年に開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の競技会場から最寄り駅までのアクセスルート周辺のバリアフリー情報を掲載したバリアフリーマップを競技会場ごとに作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市契約事務手続要綱第62条に規定される役務の業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結するものである。 なお、契約締結にあたっては、3号随意契約ができる者のうち、2者から見積書を徴収し、見積金額が安価である者と契約を締結している。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第3項
契約の相手方	社会福祉法人AJU自立の家 わだちコンピュータハウス
契約金額(円)	2,955,700円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。

電話番号 052-972-4617

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年5月12日
件名	愛知・名古屋2026大会ライブサイト実施計画作成業務委託
概要	2026年に開催される第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下、「愛知・名古屋2026という)の期間中、誰もが大会の感動と興奮を共有できる機会を提供するため、愛知・名古屋2026の競技中継等を楽しめるイベントエリアであるライブサイトを設置することを検討している。 ライブサイトの設置にあたり、実施する可能性のあるコンテンツや運営事項を洗い出して各項目の概算費用及び必要な人員を算出し、会場規模や全体予算等を検討するもの。また、実施可能な実施計画を作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社CBCクリエイション
契約金額(円)	803,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号 052-972-3348

※本案件は、5月分の随意契約の内容の公表で既に公表しているが、
公表内容(契約日、契約金額)に一部誤りがあったため、訂正し再掲するもの。

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年7月29日
件名	東山動植物園日本ゾーン獣舎等周辺その他実施設計業務委託
概要	本委託は、東山動植物園内において日本ゾーン獣舎等周辺及びアジアゾーン獣舎運動場改修の実施設計を実施するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、令和7年5月29日に「東山動植物園日本ゾーン獣舎等周辺その他実施設計業務委託」で入札公告し、令和7年6月16日開札予定で入札後資格確認型一般競争入札を行ったが、入札者がいなかったため不成立となった。 本委託内容は、獣舎周辺その他の造園設計であり、その対象施設は、東山動植物園の日本ゾーンに建設するツルキジ獣舎及びアジアゾーンの既設インドサイ獣舎である。それら獣舎本体の設計委託は、すでに契約が完了しており、現在、設計業務を進行しているところである。 本委託は、獣舎本体の設計に必要な基盤設定や建物及び周辺地盤のレベル設定などを含んでいることから、工事遅延は獣舎本体の設計業務に多大な影響を及ぼすため、速やかに業務着手する必要がある。よって、本業務は改めて競争入札に付す暇がないため、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定により、下記の業者と随意契約を行うこととする。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社キクチコンサルタント 名古屋営業所
契約金額(円)	9,889,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	固定資産税課
契約締結日	令和7年7月4日
件名	令和 8年度標準宅地の時点修正業務委託
概要	本業務は、令和 8年度の固定資産税(土地)の課税に向けて、地価動向を把握し適正な固定資産税(土地)評価を行うため、標準宅地の時点修正率の算定を行う業務である。 主な業務は、以下のとおりである。 (1) 不動産鑑定士に、令和 6年 7月 1日から令和 7年 7月 1日までの標準宅地の時点修正率の算定を行わせる。 (2) (1)の時点修正率の算定においては、令和 7年地価調査との評価の均衡を確保するため、県単位、市単位、区単位で必要な調整を行う。
契約の相手方を選定した理由	公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会(以下「鑑定士協会」という。)は、愛知県内の地価公示及び地価調査などの公的土地評価において、組織的な鑑定評価業務を行っている唯一の法人である。 固定資産税評価は、法の定めるところにより、地価公示及び地価調査などの公的土地評価との均衡化・適正化に努めるものとされており、本業務の実施にあたっては、基準日が 7月 1日と同一である地価調査との均衡化・適正化を図りながら時点修正率の算定を行うことが必要不可欠であり、このような組織的な鑑定評価業務が可能なのは鑑定士協会に限定される。 以上の理由から、本業務を履行することができるのは下記事業者に限られるため、地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号により、下記事業者と随意契約をするものである。
契約の相手方	公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
契約金額(円)	20,969,355

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局固定資産税課です。
電話番号 052-972-2343

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局												
課	スポーツ戦略課												
契約締結日	令和7年7月16日												
件名	名古屋市スポーツ総合情報サイト開発・運用保守業務委託												
概要	スポーツに関心をもつ方々が市内のスポーツに関する情報を効率よく入手できるようにするため、これまで個々で発信していた情報を集約し、情報を現在よりも一層得やすくし、利便性向上を図る。また、併せて、集約した情報をそれぞれの目的に合わせて検索できるようにし、容易に得たい情報にたどり着くことができる、情報発信に特化したウェブサイトを作成するもの。 ※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約												
契約の相手方を選定した理由	スポーツに関する情報を効率よく入手できるように、これまで個々で発信していた情報を集約し、利便性向上を図るにあたり、民間が持つウェブサイト構築に関する高度な専門技術が必要となる。 また、集約した情報をそれぞれの目的に合わせて容易に検索でき、だれでも使いやすく見やすいウェブサイト構築のためには、ウェブアクセシビリティ等の専門知識に加え、高いデザイン性が求められ、契約の相手方の能力・センス・経験に基づくノウハウ等が重要であり、仕様では定めることができない。 よって、名古屋市企画競争実施実施ガイドライン第4条第3項第2号に定める「新規性又は創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないとき。」に該当するため、公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その他の性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社デジタルダイブ</td><td>420点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社QTmedia</td><td>418点</td></tr><tr><td>3位</td><td>株式会社ワントゥワン</td><td>379点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数			1位	株式会社デジタルダイブ	420点	2位	株式会社QTmedia	418点	3位	株式会社ワントゥワン	379点
各提案者の順位と点数													
1位	株式会社デジタルダイブ	420点											
2位	株式会社QTmedia	418点											
3位	株式会社ワントゥワン	379点											
契約の相手方	株式会社デジタルダイブ												
契約金額(円)	20,366,500												

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ戦略課です。
電話番号 052-972-3294

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年6月30日
件名	スポーツ・レクリエーション情報システム 東山公園テニスセンター及び瑞穂陸上競技場原票変更改修業務委託
概要	東山公園テニスセンター及び瑞穂陸上競技場について、施設の改築・改修に伴い、新たに会議室等の設置及び利用料金の設定、さらに、既存のコート等の利用料金を変更するため、スポーツ・レクリエーション情報システムにおいて、東山公園テニスセンター及び瑞穂陸上競技場の原票改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本システム改修が実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 (1) 契約予定業者は、本システムの開発元であり、当該システムに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。 (2) 本件改修に必要となるシステムの詳細情報は、契約予定業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額(円)	10,073,250円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年7月3日
件名	名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業者選定業務委託
概要	瑞穂公園において、駐車場の不足によるイベント時の周辺の交通渋滞や、雨天時、猛暑時に利用できる場所の不足が課題となっており、その解消に向け、施設用地における地下駐車場及び屋根付き広場の整備を予定している。 今後の整備における事業者を選定するにあたり要求水準書等の公募資料の作成や事業者選定過程における支援を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業には民間の能力・技術・経験に基づくノウハウや事業実施能力を活かした新規性や創造性が不可欠であることから、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 パシフィックコンサルタンツ株式会社 226点
契約の相手方	パシフィックコンサルタンツ株式会社
契約金額(円)	56,980,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和7年5月1日
件名	イノベーション拠点を核とした共創促進事業業務委託
概要	イノベーションを実現する人材が育ち・集い、進化し続ける都市を目指すため、イノベーション拠点を核として、都心地区での民間プログラムを支援するほか、実証・共創・交流の場を提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業を行うにあたり、最適な事業実施能力を持つ事業者を選定し、契約する必要があるため、公募型プロポーザル方式で実施した。提案があった1者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記契約候補者が最低基準点を満たしたことから、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 提案者の点数 株式会社中日新聞社 217.5点 ※最低基準点 180点
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	19,998,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和7年7月9日
件名	名古屋市産業連関表作成等業務委託
概要	市内における産業間の経済取引の実態を明らかにするとともに、経済波及効果等を分析し、経済施策等の基礎資料として活用するため、名古屋市産業連関表を作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業を行うにあたり、最適な事業実施能力を持つ事業者を選定し、契約する必要があるため、公募型プロポーザル方式で実施した。提案があった2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記契約候補者が最高点を獲得したことから、契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社日本アプライドリサーチ研究所 278点 2位 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 248点
契約の相手方	株式会社日本アプライドリサーチ研究所
契約金額(円)	15, 687, 210円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年7月1日
件名	なごや観光ルートバス「メーグル」直行便運行準備業務委託
概要	新たに導入する燃料電池バスを活用し、名古屋城の開園に間に合う時間帯を含め、朝・夕の混雑時間帯における「名古屋駅」から「名古屋城」までの直行便(計3本予定)を、現行ダイヤに追加して実施。令和8年4月からの運行開始を目指す。 直行便の運行開始に向けて、①走行ルート検討及び運行ダイヤ作成、各種システムの改修、新規車両の受け入れ等の運行準備業務、②方向幕表示・案内放送の設定等のバス車内機器等整備業務、③運行に係る申請・届出等の各種申請業務、④その他、直行便実施に関し必要な業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	観光客の利便性向上を目的とした直行便の運行にあたっては、現行のメーグルの運行実態を踏まえ、増便として一体的に準備することで、利用者サービスを維持し、かつ効率的な運営とすることができるものである。メーグルの運行に関しては、以下の全ての事項への対応が必須であり、これらの事項全てに対応可能な事業者は、現時点では市交通局に特定される。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするもの。 1. 市内全域に渡る交通網との連携による市内観光の回遊性の向上及び多様な乗車券の使用による利用者サービス向上のための、市交通局が所有する各種乗車券システムとの利用連携 2. 現行の車内機器及び運行システムの活用 3. 運行ダイヤの作成及び走行ルートの検討 4. 発着点となる名古屋駅における、観光利用者に分かりやすい駅構内至近(バスターミナル内)のバス停の設置
契約の相手方	名古屋市交通局
契約金額(円)	2,970,411円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局									
課	観光推進課									
契約締結日	令和7年7月8日									
件名	アジア・アジアパラ競技大会を契機とした観光コンテンツ等造成及び販路形成事業業務委託									
概要	2026年にアジア・アジアパラ競技大会が愛知・名古屋で開催されるのに伴い、アジアの各国・地域から多くの外国人が本市を訪れることが予想される。本事業では、アジア・アジアパラ競技大会を契機に、インバウンドを確実に本市へ取り込むため、中部エリアをはじめとした魅力的な観光地と本市をつなぎ、本市への宿泊を促す観光コンテンツ・旅行商品の造成、販路形成等を行うことで、観光消費額を増加させ、本市経済の活性化につなげることを目的としている。									
契約の相手方を選定した理由	当事業を実施するにあたって、客観的なデータに基づき、事業のターゲットを定め、名古屋の特色を活かした市内での宿泊につながるインバウンド向けの観光コンテンツを造成することに加え、造成したコンテンツの効果的なプロモーションやセールスを実施するなど専門的な知識やネットワークが必要だと考えられるため、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社JTB名古屋事業部</td><td>224点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社日本旅行愛知法人営業部</td><td>115点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数			1位	株式会社JTB名古屋事業部	224点	2位	株式会社日本旅行愛知法人営業部	115点
各提案者の順位と点数										
1位	株式会社JTB名古屋事業部	224点								
2位	株式会社日本旅行愛知法人営業部	115点								
契約の相手方	株式会社JTB名古屋事業部									
契約金額(円)	16,969,999									

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2406

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局						
課	観光推進課						
契約締結日	令和7年6月30日						
件名	大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機とした名古屋駅・中村公園駅等におけるPR業務委託						
概要	2026年大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機として、大河ドラマに係る歴史観光推進施設を中村公園内に設置・運営するにあたり、来街者の期待値を高めつつ、本市の観光の柱である武将観光の魅力をPRするべく、最寄り駅である地下鉄中村公園駅および市外県外からの来街者のゲートウェイとなる名古屋駅において、武将ゆかりの観光地であることをPRする歓迎装飾を実施するもの。						
契約の相手方を選定した理由	本事業は大河ドラマに係る歴史観光推進施設への来街者へ名古屋の魅力をPRするために駅装飾を実施するものであり、来街者の満足度向上やリピーターの獲得に向けた事業である。装飾のデザイン性やアイデア、センス、経験に基づくノウハウ等により、成果に相当な差異が生じると認められることから、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難であるため、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 <table><tr><td>1位</td><td>株式会社JR東海エージェンシー</td><td>234点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ中部支社</td><td>151点</td></tr></table>	1位	株式会社JR東海エージェンシー	234点	2位	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ中部支社	151点
1位	株式会社JR東海エージェンシー	234点					
2位	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ中部支社	151点					
契約の相手方	株式会社JR東海エージェンシー						
契約金額(円)	19,999,999						

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-4611

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年6月2日
件名	次期文化芸術推進計画策定業務委託
概要	名古屋市文化芸術推進計画2025の計画期間(令和3年度～令和7年度)が終了することから、令和6年度に実施している基礎調査結果や名古屋市文化芸術推進評議会の意見を踏まえ、名古屋市文化芸術推進基本条例(令和6年度4月施行)の下、次期文化芸術推進計画の策定支援を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本計画の策定においては、行政計画の策定過程における高度な経験や専門的知識が必要であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難であることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋 254点 2位 株式会社創建 223点 3位 株式会社伊藤建築設計事務所 190点
契約の相手方	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋
契約金額(円)	8,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3172

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	歴史まちづくり推進課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	有松地区における防災対策の推進に関する調査業務委託
概要	「名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画」をふまえ、有松地区において今後実施が望まれる具体的な防災対策の実施に向けて必要な調査・検討を実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	本事業の目的である、具体的な防災対策の実施に向けた調査・検討を実施するためには、文化財建造物や建築防災に関する高度な知識及び経験が必要であり、また本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難であるため。 以上の理由から、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次の通りであり、1位の者は、最低基準点を満たしており、契約相手方として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。 提案者の順位と点数 1位 株式会社都市研究所スペース 296点
契約の相手方	株式会社都市研究所スペース
契約金額(円)	2,998,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局歴史まちづくり推進課です。
電話番号 052-972-2782

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年6月19日
件名	金シャチ横丁第二期整備博物館整備基本計画策定に向けた調査検討業務委託
概要	令和4年度に策定した「金シャチ横丁第二期整備博物館ゾーン整備基本構想」に続き、名古屋城やその周辺の魅力を一層向上させるため、城に関する総合的な博物館を整備する基本計画の策定に向けて、調査検討を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、博物館ゾーンの基本計画策定に向けた事前の調査検討を行うものであり、事業スキーム案の検討や民間サウンディング調査などの実施を予定している。これらの検討案や調査対象の選定等については、契約の相手方の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウ等により成果に相当な差異が生じると認められることから、本市が定める仕様だけでは事業の目的が達成できないため、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社三菱総合研究所 250点
契約の相手方	株式会社三菱総合研究所
契約金額(円)	7,975,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号 052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	空きびん選別等委託
概要	千種環境事業所内保管施設・西資源センター・南リサイクルプラザ・鳴海工場内保管施設に一時保管した空きびんの色選別等及び空きびん収集容器の洗浄を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 また、本市が収集する空きびんの選別業務の履行にあたっては、受け入れ及び処理が可能な施設等を有し、かつ安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が必要である。 上記の条件を満たす事業者は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合である本件契約の相手方のみであるため、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	名古屋硝子瓶原料協同組合
契約金額(円)	136,119,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	港資源選別センターにおける空きびん・空き缶選別委託
概要	港資源選別センターに搬入された空きびん・空き缶の選別を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した港資源選別センターに従前より入所して本件業務を受託し、業務を遂行するに足りる人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	25,336,630

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	空き缶圧縮(北東部分)委託
概要	千種区、東区、北区(一部)、守山区、名東区で収集する空き缶の圧縮を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 また、本市は、市内北東部方面に空き缶の一時保管施設を有していないため、本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ、搬入を直接受け入れることが可能である施設が必要である。 上記の条件を満たす施設を有するのは、契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県鉄屑加工処理協同組合
契約金額(円)	14,599,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	プラスチック資源選別・梱包・保管委託
概要	本市が収集したプラスチック資源の選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条1号に「受託業務を遂行するに足る施設を持ち、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること」と定められている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは契約の相手方のみであるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス株式会社
契約金額(円)	837,925,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	紙製容器包装・雑がみ選別等委託
概要	本市が収集した紙製容器包装及び雑がみの選別等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは、本件契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県古紙協同組合
契約金額(円)	185,493,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ペットボトル選別・梱包・保管委託
概要	本市が収集したペットボトルの選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本市の収集車両で搬入できる距離にあり、かつ上記の条件を満たす施設を有するのは、本件契約の相手方である事業協同組合に所属する事業者のみであり、安定的な搬入体制の確保、品質管理及び不測のトラブル時の施設代替調整が可能となることから、当該事業協同組合と契約を締結する。
契約の相手方	愛知県古紙協同組合
契約金額(円)	346,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	西資源センターにおけるペットボトル選別・梱包・保管等委託
概要	西資源センターに搬入されたペットボトルの選別・梱包及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すまでの間の保管及び当該施設で保管する空きびん・空き缶の一時保管施設の管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した西資源センターに従前より入所し、本件業務を受託受託し、業務を遂行するに足る人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人共生福祉会
契約金額(円)	26,207,280

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南リサイクルプラザにおけるペットボトル・紙パック選別・保管等委託
概要	南リサイクルプラザに搬入されたペットボトル・紙パックの選別等、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会等へ引き渡すまでの間の保管及び当該施設で保管する空きびん・空き缶の一時保管施設の管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託するものである。 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 本件契約の相手方は、本市が設置した南リサイクルプラザに従前より入所し、本件業務を受託し、業務を遂行するに足りる人員、業務経験を有しており、継続して業務を委託することで効率的な業務遂行が可能であるため、本件契約の相手方と契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福社会
契約金額(円)	55,693,748

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	使い捨てライター・指定袋及びスプレー缶類廃液等処理委託
概要	使い捨てライター、指定袋及びスプレー缶類廃液等の焼却処理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 そのため、本件の契約相手方には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に定める市町村以外の者に一般廃棄物を処理の委託をする場合の基準を満たす者であること及び法第8条に定める一般廃棄物処理施設の許可を有する者であることが求められるが、それを満たす業者が本市内及び本市周辺において契約候補者のみであるため。
契約の相手方	株式会社海部清掃
契約金額(円)	8,655,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電池類等及び廃蛍光管等収集運搬及び処分業務委託
概要	ごみ収集・処理時の発火・火災防止対策として、一括収集した電池類等及び水銀に関する水俣条約及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)に対応するため、分別回収した水銀使用製品の資源化及び適正処理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の運搬又は処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められる。 電池類等及び廃蛍光管等に含まれる水銀を国内で唯一適正処理できるのは野村興産株式会社のみであり、回収・中間処理については、本市内における野村興産株式会社の協力会社のうち、唯一、一般廃棄物の業務を実施できる永一産商株式会社に委託する。 運搬については、野村興産株式会社が指定し、かつ大阪南港及び名古屋港から釧路港を経てイトム力鉱業所まで定期的な輸送ルートを担う唯一の業者である栗林運輸株式会社、大和運輸株式会社、大新運輸有限会社、栗林商船株式会社、三ツ輪物流株式会社に委託する。
契約の相手方	(収集運搬等)永一産商(株)、(運搬)栗林運輸(株)・大和運輸(株)・大新運輸(有)・栗林商船(株)・三ツ輪物流(株)、(処分)野村興産(株)
契約金額(円)	79,333,540

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	スプリングマットレス処理委託
概要	自己搬入等で搬入されたスプリングマットレス等について、保管場所(大江破碎工場及び愛岐処分場)からの搬出及び焼却処理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 そのため、本件の契約相手方には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に定める市町村以外の者に一般廃棄物を処理の委託をする場合の基準を満たす者であること及び法第8条に定める一般廃棄物処理施設の許可を有する者であることが求められるが、それを満たす業者が本市内及び本市周辺において契約候補者のみであるため。
契約の相手方	株式会社海部清掃
契約金額(円)	6,158,790

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	177,981,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	104,621,264

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社平成輸送サービス
契約金額(円)	233,640,550

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態にななければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	大竹運輸株式会社
契約金額(円)	70,739,515

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	齋藤運輸株式会社
契約金額(円)	147,927,474

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	99,050,842

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	大成運送株式会社
契約金額(円)	139,215,461

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	202,260,030

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	中京急送株式会社
契約金額(円)	134,212,518

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	猪高運輸株式会社
契約金額(円)	83,854,265

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	中京陸運株式会社
契約金額(円)	54,743,370

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ファントランスポート
契約金額(円)	54,991,310

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	丸安運輸株式会社
契約金額(円)	66,686,620

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	米山運送株式会社
契約金額(円)	41,513,450

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	星山興業株式会社
契約金額(円)	41,677,526

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	名古屋陸送株式会社
契約金額(円)	66,173,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社浚洗工業
契約金額(円)	31,607,290

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	26,558,950

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ヤシロコンストラクション
契約金額(円)	43,072,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	日本ロードサービス株式会社
契約金額(円)	13,123,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その1)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	米山運輸株式会社
契約金額(円)	40,591,617

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	14,014,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	14,099,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社平成輸送サービス
契約金額(円)	28,142,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	猪高運輸株式会社
契約金額(円)	42,256,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ファントランスポート
契約金額(円)	42,256,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	米山運送株式会社
契約金額(円)	13,871,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社浚洗工業
契約金額(円)	12,752,740

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	丸安運輸株式会社
契約金額(円)	27,513,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その2)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	名古屋陸送株式会社
契約金額(円)	14,014,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	29,915,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	大竹運輸株式会社
契約金額(円)	15,009,280

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	斎藤運輸株式会社
契約金額(円)	29,949,920

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	14,957,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	44,873,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ファントランスポート
契約金額(円)	14,914,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社安達運輸
契約金額(円)	14,943,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ヤシロコンストラクション
契約金額(円)	13,642,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	日本ロードサービス株式会社
契約金額(円)	14,586,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その3)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	中京急送株式会社
契約金額(円)	15,000,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その4)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	13,198,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その5)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	14,814,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その5)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	14,872,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その5)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	星山興業株式会社
契約金額(円)	14,666,080

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その5)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ヤシロコンストラクション
契約金額(円)	13,642,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その6)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	1,189,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その7)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	1,318,130

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その8)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	1,323,190

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その9)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	米山運輸株式会社
契約金額(円)	1,353,550

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その10)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	1,249,820

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その11)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	丸安運輸株式会社
契約金額(円)	1,239,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その12)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社浚洗工業
契約金額(円)	1,261,458

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その13)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社安達運輸
契約金額(円)	1,287,770

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その14)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	株式会社浚洗工業
契約金額(円)	1,259,940

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物収集運搬車両供給(その15)
概要	家庭ごみの収集に必要な車両を民間から借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村が行うこととされている一般廃棄物の処理を委託する際の基準に準じて、車両及び運転手の供給を受けるものである。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と定めている。 収集車両は特殊車両であり、また、本市が必要とする数の車両を常時供給できる状態になければならない。 本件契約の相手方は、本市が指定する仕様の車両を保有し、かつ、本市の計画どおり配車ができることから、当該事業者と契約を締結する。
契約の相手方	星山興業株式会社
契約金額(円)	1,251,085

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	昭和区空きびん収集運搬業務委託
概要	昭和区において、資源ステーションへの空きびん収集用容器の配布、排出された空きびんの収集及び搬入施設への運搬を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	65,485,816

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	熱田区空きびん・空き缶収集運搬業務委託
概要	熱田区において、資源ステーションへの空きびん収集用容器の配布、排出された空きびん・空き缶の収集及び搬入施設への運搬を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	社会福祉法人ゆたか福祉会
契約金額(円)	66,545,237

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	焼却灰等運搬業務委託(その1)
概要	焼却工場等から排出される燃え殻等の運搬業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和2年4月1日に一般競争入札により契約を行い、焼却灰等運搬業務委託仕様書第6条に基づき、契約の更新を行うものである。 また、一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、同法第6条の2第1項及び第2項の規定により契約を締結する。
契約の相手方	日本ロードサービス株式会社
契約金額(円)	12,073,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	焼却灰等運搬業務委託(その2)
概要	焼却工場等から排出される燃え殻等の運搬業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和2年4月1日に一般競争入札により契約を行い、焼却灰等運搬業務委託仕様書第6条に基づき、契約の更新を行うものである。 また、一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、同法第6条の2第1項及び第2項の規定により契約を締結する。
契約の相手方	日本ロードサービス株式会社
契約金額(円)	12,116,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	一般廃棄物(焼却残渣)埋立処分業務委託(衣浦港3号地廃棄物最終処分場)
概要	焼却残渣(焼え殻及びばいじん)の埋立処分を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	衣浦港3号地廃棄物最終処分場は、愛知県内から発生する一般廃棄物等を埋立処分するため、本市や県などの公共団体と民間企業が出資して設立した(公財)愛知臨海環境整備センターが建設した処分場である。本市ほか県内自治体が建設基金を出捐し、建設を進めたものであり、県内唯一の民間による一般廃棄物(焼却残渣)を処理する処分場である。 一般廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たす者によって安定的かつ確実な業務の履行を確保する必要がある。 本契約の相手方は、これらの基準をみたしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、同法第6条の2第1項及び第2項の規定により契約を締結する。
契約の相手方	公益財団法人愛知臨海環境整備センター
契約金額(円)	178,200,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	焼却灰溶融資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設において溶融処理により資源化するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物（焼却灰）の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、過去の他自治体を含めた契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰溶融資源化が可能な業者は本契約の相手方のみである。よって、同法第6条の2第1項及び第2項の規定により随意契約とするものである。
契約の相手方	中部リサイクル株式会社
契約金額(円)	174,240,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	焼却灰セメント資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設においてセメント原料として資源化するもの。 なお、本市の焼却灰資源化は、運搬時のリスク等を考慮して近隣県の事業者へ委託することとしているが、近隣県事業者が指定する受入基準に適した灰の搬出可能量が限られていることから、委託資源化量は全体予定数量のうち搬出可能量としている。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物(焼却灰)の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、過去の他自治体を含めた契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰のセメント資源化が可能な業者は本契約の相手方のみである。 以上のことから、本件相手方と契約を締結する。
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額(円)	55,660,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	焼却灰焼成資源化処理委託
概要	埋立処分量を削減するため、本市焼却工場で発生した焼却灰を民間施設において焼成処理により資源化するもの。 なお、本市の焼却灰資源化は、運搬時のリスク等を考慮して近隣の事業者へ委託することとしているが、市町村間協議において地元住民から「搬入量は必要最小限に」という要望があることから、委託資源化量は全体予定数量のうち他の資源化手法等で処理できない量としている。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物（焼却灰）の処分を業者に依頼するものであり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 本契約の相手方としては、廃棄物処理施設の設置許可を取得しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行できる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、他市町の契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できる。また、近隣県で焼却灰の焼成資源化が可能な業者は本件契約の相手方のみである。 以上のことから、本件相手方と契約を締結する。
契約の相手方	三重中央開発株式会社
契約金額(円)	38,775,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ごみ輸送作業車両供給(その1～7)
概要	大江破碎工場の稼動に伴う破碎処理後のごみ輸送作業を行うため車両を借上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法第6条の2第1項に基づき、市町村が行うべき事務である。本契約は、一般廃棄物(破碎処理後のごみ)の運搬作業に必要な車両及び運転手の供給契約であり、同法第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託に準ずるものである。 本契約の相手方としては、特別な架装を施した他用途への転用も困難な特殊な車両を保有しており、同法に規定されている資格要件、能力等の委託基準を満たし、安定的かつ確実に業務を履行をできる事業者であることが必要である。 本契約の相手方は、これらの要件を満たしており、また、過去の契約実績から安定的かつ確実に本契約を履行できることから、同法第6条の2第1項及び第2項の規定により契約を締結する。
契約の相手方	(その1)栄和運輸(株)、(その2)株笹野運輸、(その3)パナシアロジ(株)、(その4)名古屋市場運輸(株)、(その5)丸一運輸(株)、(その6)株丸二運送、(その7)株安達運輸
契約金額(円)	(その1)27,618,360、(その2)28,343,040、(その3)28,343,040、(その4)28,423,560、(その5)13,990,350、(その6)14,151,390、(その7)9,026,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月2日
件名	五条川工場ボイラ給水ポンプ等部品の製造請負
概要	五条川工場焼却設備の重要機器であるボイラ給水ポンプ等の主要部品を定期的に交換することでポンプの性能を維持している。 しかし、当該部品に不具合が発生した場合には速やかに部品交換を行い、ごみ処理事業の安定を図る必要があるが、納期に6か月必要のため不具合発生後の発注では間に合わないため事前に調達しておく。
契約の相手方を選定した理由	五条川工場のボイラ給水ポンプ等は株式会社荏原製作所が独自の技術により設計及び製造したものであるため、製造請負に対応できる者は株式会社荏原製作所に限られる。 根拠条文：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 荏原製作所 中部支社
契約金額(円)	6,115,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	149,110,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社平成輸送サービス
契約金額(円)	148,826,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	斎藤運輸株式会社
契約金額(円)	148,968,490

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	148,826,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	猪高運輸株式会社
契約金額(円)	148,826,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	146,270,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	274,647,340

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京道路管理株式会社
契約金額(円)	142,436,030

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	ごみ資源収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その2＞
概要	一般家庭から排出される可燃ごみ(発火性危険物を含む)、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック資源(電池類を含む)の収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	名古屋市場運輸株式会社
契約金額(円)	284,872,060

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	旭運輸株式会社
契約金額(円)	294,618,131

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	東春運輸株式会社
契約金額(円)	437,252,970

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	昭和橋急配株式会社
契約金額(円)	147,309,063

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社豊福組運輸
契約金額(円)	733,854,104

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	中京急送株式会社
契約金額(円)	146,572,519

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	猪高運輸株式会社
契約金額(円)	146,884,133

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	空きびん収集運搬業務委託(令和8年度～令和12年度)＜その1＞
概要	一般家庭から排出される空きびんの収集及び本市が指示する搬入施設への運搬業務の委託
契約の相手方を選定した理由	一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項の規定により、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが必要である。 契約の相手方はこれらの基準を満たしており、また過去の実績から判断して安定的かつ確実な業務を遂行できるものと認められることから、随意契約を締結する。
契約の相手方	株式会社ファントランスポート
契約金額(円)	294,405,666

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	ラムサール条約第15回締約国会議(COP15)等における現地調整業務委託
概要	名古屋市の代表団がCOP15にて併催されるイクレイ主催の会議等に参加するとともに、現地での視察や他都市との会談にあたって、必要な調整業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市がイクレイ主催の会議等に参加し、最大限の成果を得られるよう調整を行うものである。ジンバブエ共和国ビクトリアフォールズ現地及び日本国内にて、登壇機会の確保や会談調整、会議中の支援等、主催者や他の会議参加者等とのハイレベルな調整業務を行うことができるのはイクレイ日本のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約をするもの。
契約の相手方	一般社団法人イクレイ日本
契約金額(円)	4,323,137

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年7月9日
件名	令和7年度敬老パス外出応援キャンペーン端末の開発業務委託
概要	敬老パスの交付促進を図るキャンペーンに使用する専用端末の開発及び運営を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本キャンペーンは、コロナ禍の影響等により敬老パスの交付率が本格的な回復に至っていない状況に鑑み、敬老パスを専用端末にタッチすることによりポイントが貯まり、貯めたポイントに応じて抽選で特典を贈呈するキャンペーンを実施することによって敬老パスの交付促進を図るものである。 当該端末では、ICカード内に記録されているカード識別番号を読み取り、タッチされたICカードが敬老パスであるかの判定を行う機能が必須となるが、敬老パスの識別番号は敬老パスICカードの発行事業者のみが有する外部非公開情報である。 契約相手方は、敬老パスICカードの唯一の発行事業者であるため、敬老パスの識別番号を保有する唯一の事業者である。 以上のことから、下記根拠条文に基づき随意契約により契約したものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額(円)	3,848,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-888-8612

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護保険システムの改修 (標準化適合システムとのデータ連携維持・一次開発分)
概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、介護保険業務を含む20の基幹業務システムは国が定める標準化基準に適合することが求められている。本市介護保険システムにおいては他のシステムより遅れて適合する見込みであるが、その間の他の標準化適合システムとの連携維持に必要な改修を行うもの。開発工程を一次開発、二次開発、三次開発と分けて行い、一次開発では「庁内連携のインターフェース仕様変更」を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同相手方との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	23,283,975

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
 電話番号 052-972-2593

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年7月14日
件名	システム標準化にかかる連携IFの改修(二次開発分)
概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、介護保険業務を含む20の基幹業務システムは国が定める標準化基準に適合することが求められている。本市介護保険システムにおいては他のシステムより遅れて適合する見込みであるが、その間の他の標準化適合システムとの連携維持に必要な改修を行うもの。開発工程を一次開発、二次開発、三次開発と分けて行い、二次開発では「標準化適合システムとのインタフェース仕様変更に伴う介護保険システム改修」を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同相手方との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	48,687,210

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2593

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年7月29日
件名	システム標準化にかかる連携IFの改修(三次開発分)
概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、介護保険業務を含む20の基幹業務システムは国が定める標準化基準に適合することが求められている。本市介護保険システムにおいては他のシステムより遅れて適合する見込みであるが、その間の他の標準化適合システムとの連携維持に必要な改修を行うもの。開発工程を一次開発、二次開発、三次開発と分けて行い、三次開発では「情報連携基盤への連携方式・接続設定変更」「情報連携基盤との連携IF改修」「庁外連携(副本登録、情報照会等の中間サーバ連携)」を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同相手方との随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	36,417,810

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号 052-972-2593

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年7月9日
件名	令和7年度障害者と市民のつどい事業委託契約
概要	令和7年10月12日開催のふれあい広場にかかる各種催し物などの企画及び事業の運営。また、令和7年12月7日開催の「障害者週間」記念のつどいにかかる企画及び事業の運営。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は国際障害者年（昭和56年）以来、障害者福祉の増進を図るため、障害者関係団体が「障害者と市民のつどい実行委員会」を結成し、毎年主体的に実施している。 「障害者と市民のつどい実行委員会」はこの行事を主宰するために結成された組織であり、行事のテーマ・内容・運営等について検討を重ねている。また、「障害についての啓発行事」という性格上、多様な障害についての視点を持ち、当事者の立場をよく理解した事業運営が不可欠である。こうした知見を持ち合わせるのは、障害者団体からなる当該委員会に限定されるため、随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	障害者と市民のつどい実行委員会
契約金額(円)	8,628,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保健医療課
契約締結日	令和7年6月24日
件名	救急医療機関適正利用等に関する広報業務委託
概要	本市では、令和6年7月から、住民が急な病気やけがをした際、受診の必要性や対処方法等について専門家から適切なアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センター事業(#7119)」を開始した。事業開設後間もないことから、引き続き「救急安心センター事業(#7119)」が市民へ広く認知されることを重要事項と位置付け、広報業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 「救急安心センター事業(#7119)」は令和6年7月からの事業であり、市民への周知と認知度向上が必須である。その広報手段については、効果的な広告展開や、その手法に精通した豊富なアイデアが必要不可欠であって、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社中日アド企画 223点 2位 オフィスポケット株式会社 219点
契約の相手方	株式会社 中日アド企画
契約金額(円)	4,999,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保健医療課です。
電話番号 052-972-2623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年5月19日
件名	健康増進支援システム改修委託(令和7年6月向けデータ標準レイアウト改版への対応)
概要	令和7年6月向けデータ標準レイアウト改版への対応のため、健康増進支援システムの改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 健康増進支援システムは株式会社アイネスが開発したパッケージシステムをカスタマイズして運用している。今回の改修にあたっては、プログラムの修正等を行う必要があり、健康増進支援システムに使用されているパッケージシステムの開発業者である株式会社アイネス以外による実施は、同社の著作権を侵害するため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス営業本部
契約金額(円)	4,261,950

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年5月19日
件名	名古屋市自殺対策に関する広報業務等委託
概要	本市の自殺対策事業であるウェブサイト「こころの絆創膏」、こころの健康無料相談、こころの絆創膏アプリ、ゲートキーパー養成などに関する認知度向上を図り、悩みを抱えた場合の援助希求行動を促進するため、各種広報業務を委託する。 とりわけ、子どもの自殺が増加する夏休み明け前後については「スマイル！こころの絆創膏デー」として、子ども・若者を対象とした各関係機関との連携による各相談窓口の周知等のオンライン企画を展開する。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、本市自殺対策事業の認知度向上を図るとともに、援助希求行動を促進することで自殺予防に繋がられるよう、子ども・若者を始めとした市民の皆さまに広く訴求し、周知啓発するために実施するものである。 この趣旨達成のためには、従来の手法や先入観に捉われることなく、時流に沿った広報媒体等を活用した効果的な広告等企画・展開のノウハウを持つ民間企業・団体を契約の相手方として選定する必要があるため、企画競争（プロポーザル方式）により、随意契約を結ぶ事業者を選定することとした。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 スターキャット株式会社 240点
契約の相手方	スターキャット株式会社
契約金額(円)	15,345,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年7月16日
件名	指定障害福祉サービス事業所等における事業者指導業務のDX推進等に関する調査業務委託
概要	名古屋市の指定障害福祉サービス事業所における事業者指導業務等に関するDXの推進及び業務効率化を検討・実施するための調査を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 調査にあたっては、現状把握力や分析力等が必要となるため企画競争（公募型プロポーザル方式）により、契約相手方の実績や能力等を評価して選定。応募のあった1法人について審査の結果最低基準点（600点満点の360点）以上の点数であったため、その者と随意契約を締結した。 ※応募者とその点数 西日本電信電話株式会社東海支店 360点 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	西日本電信電話株式会社東海支店
契約金額(円)	4,268,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-238-0567

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	企画経理課
契約締結日	令和7年7月25日
件名	令和7年度名古屋市大規模婚活イベント業務委託
概要	若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見だし、希望どおり結婚し子どもを持てる社会づくりを目指して、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした婚活イベント及び事前のオンラインセミナー（会場選定、実施内容の提案を含めた企画、効果的な集客につながる広報などを含む）を実施し、愛知県が運営する「あいち結婚サポートセンター“あいマリ”」「あいち出会いサポートポータルサイト”あいこんナビ”」の紹介を行うことで、他の婚活イベントや相談会等へ誘引し、継続した結婚支援につなげる。以上の取り組みに係る業務について委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	大規模婚活イベントの実施にあたっては、参加対象となり得る若い世代の常に変化するトレンド等を適切にとらえた訴求力のある総合的な企画内容とする必要があり、契約の相手方の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウを活かして、企画内容に新規性や創造性を求めることが必要不可欠である。 以上のことから、本市の定める仕様のみでは事業の目的が達成できないため、名古屋市企画競争実施ガイドライン第4条第3項第2号により、企画競争（公募型プロポーザル方式）によって、広く民間へ公募し、事業者を選定した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結する。 ◎応募状況（1社） 団体名：（株）セレスポ名古屋支店 ◎審査結果 団体名：（株）セレスポ名古屋支店 評価点：951点
契約の相手方	（株）セレスポ名古屋支店
契約金額（円）	9,499,999

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局企画経理課です。
電話番号 052-972-4654

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年7月10日
件名	母と子の健康のために(母子健康手帳別冊)
概要	名古屋市の母子保健事業に関する情報や各種申請書・受診票等をまとめた冊子「母と子の健康のために(母子健康手帳別紙)」の印刷製本を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、障害者福祉の向上を目的とした名古屋市障害者雇用促進企業認定等制度実施要綱第6条の規定による障害者就労支援施設等として登録された施設等の物品・役務の調達に該当するため。 なお、「障害者就労施設等登録名簿」において本契約が履行可能な障害者就労施設等が2者以上あるため、複数の障害者就労施設等から見積書を徴取した上で契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約。
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋ライトハウス明和寮
契約金額(円)	3,606,350

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	名古屋市公立保育所等リニューアル改修に向けた仮設園舎設計等業務委託
概要	公立保育所等のリニューアル改修にあたり、改修工事中も施設の運営の継続が必要になる。そのため、仮設の設計業務並びに仮設設置のために必要な調査及び書類作成業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件について入札後資格確認型一般競争入札を執行した結果、最低入札金額が予定価格超過のため、入札不調となった。株式会社中央設計名古屋より見積を徴取した結果、予定価格内での契約が可能であり、改めて競争入札に付すと、設計スケジュールに遅れが生じることから、随意契約が有利と認められる。そのため、随意契約により契約の相手方を決定するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	(株)中央設計名古屋
契約金額(円)	3,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号 052-972-2526

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年7月16日
件名	子どもの体験活動拠点の設置に向けた体験活動プログラム実施等業務委託
概要	子どもの成長にとってさまざまな学びや体験の重要性が指摘されている中、本市においても新たに、子どもたちが主体的に将来に向かって生きる力を育み、豊かな人生を歩むことができるよう、子どもの権利に根差したライフキャリア支援を行う推進エンジンとなり、体験に魅力を感じることができる「拠点」を設置し、フィールド（都市全体）、対象（幼児から若者・親子）、範囲（職業にとどまらない生き方）等の学校外だからこそできる良質な体験の提供をすることを1つの取り組み方針として掲げている。 こうした方針を踏まえた事業の必要性やその効果を検証する調査として、体験活動プログラム試行実施等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	昨年度の体験活動プログラムの試行実施の対象者に未就学児や高校生を追加し、体験活動プログラム内容も複数の検証内容を新たに盛り込んでいるため、事業者が本事業の方針を踏まえた体験活動プログラムの試行実施を行うには新規性や創造性が求められる。また、体験活動プログラムの試行実施等により、データの収集分析を行い本事業の必要性やその効果の検証を行うには、事業者には高い専門性やノウハウが必要とされる。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社名古屋 892点 2位 株式会社JTB名古屋名古屋営業部/名古屋教育事業部 670点 ※各評価委員400点満点の合計1200点満点
契約の相手方	三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社名古屋
契約金額（円）	11,924,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号 052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課課
契約締結日	令和7年7月8日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去(東区 赤塚学童保育所(A))
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者である中部仮設株式会社が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの
契約の相手方	中部仮設(株)
契約金額(円)	1,540,000★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	SRT乗降待合空間上屋部材製造
概要	本業務は、「令和5年度新たな路面公共交通システムSRTの検討及び社会実験企画等業務」及び「令和6年度新たな路面公共交通システムSRTトータルデザイン検討業務」(以下「SRTトータルデザイン検討業務」という。)の一環として、その検討業務において決定する乗降・待合空間のデザインをSRTシェルター及びストリートファニチャーへ反映させ、SRT利用者や歩行者の利便性・快適性を高め、SRTの価値向上に繋げることを目的とするものである。
契約の相手方を選定した理由	SRTトータルデザイン検討業務は、その委託内容の性質・仕様から、高い提案能力、十分な業務実施を持つ業者を選定することが必要なため、公募型プロポーザルによって下記業者を選定し、トータルデザイン懇談会で有識者から意見を聴取しながら、SRTの乗降・待合空間等のデザインを決定している。 SRTは令和7年度に運行開始を予定しているところ、本業務は、運行開始までのスケジュールに合わせて、SRTトータルデザイン検討業務で構築した特殊なデザインに基づいてシェルター及びストリートファニチャーを製作する必要があるため、本業務と検討業務は不可分の関係にある。 そのため、初めて実施するSRT乗降・待合空間整備において、デザインコンセプトを十分に理解した業者が、ノウハウも含め製作部門への正確な指示及び監理までを一貫して行うことにより、責任をもって当該デザインを実装することが可能となることから、下記業者を選定するものである。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジイケイ設計
契約金額(円)	96,019,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和7年7月30日
件名	令和7年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討に係る信頼性・安全性に関するアドバイザリー業務委託
概要	本業務は、別途契約を予定する「令和7年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討業務委託」（以下「令和7年度検討業務委託」という。）で作成する基本仕様や技術提案について、信頼性・安全性に配慮して業務を進めるため、本業務の発注者及び令和7年度検討業務委託の受注者が技術的な助言を受けるためにアドバイザリー業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	選定の相手方は、日本国内において、自動運転車の開発に関わる企業に対して中立的な立場で自動運転車の試験・評価を行う唯一の機関であり、経済産業省と国土交通省の共管により実施している自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクトにおいて、安全設計及び評価に係るガイドラインの策定に向けた取り組みを行うワーキンググループの事務局として中心的な役割を果たしていることから、令和7年度検討業務委託で実施する検討において信頼性・安全性に係るアドバイザリー業務を中立的な立場で請け負うことができる唯一の機関である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 日本自動車研究所
契約金額(円)	6,000,033

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	中村区			
課	企画経理課			
契約締結日	令和7年7月1日			
件名	区民の郷土愛醸成事業企画運營業務委託			
概要	区民の郷土愛醸成事業企画運營業務委託を委託するもの。			
契約の相手方を選定した理由	本事業の目的である地域住民が主体となって、中村区を盛り上げようとする機運と、より一層の中村区への愛着の醸成を実現するには、実施する企画に関する高度な知識及び専門的な技術が必要であり、また、創造性を求めることが必要不可欠であり、過去に実施事例のない事業であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 <table><tr><td>1位</td><td>株式会社セレスポ名古屋支店</td><td>250点</td></tr></table>	1位	株式会社セレスポ名古屋支店	250点
1位	株式会社セレスポ名古屋支店	250点		
契約の相手方	株式会社セレスポ名古屋支店			
契約金額(円)	金7,999,200円			

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区企画経理課です。
電話番号 052-433-2743

随意契約の内容の公表

局区	熱田区
課	総務課
契約締結日	令和7年7月22日
件名	区長公舎の賃貸借
概要	名古屋市区長公舎規程に基づく熱田区長の区長公舎の借り入れを目的とするもの
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎運用基準に基づき選定した不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。
契約の相手方	物件所有者(個人)
契約金額(円)	賃借料月額145,000円、修理分担金260,000円(初年度のみ)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、熱田区総務課です。
電話番号 052-683-9401

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川管理課
契約締結日	令和7年07月11日
件名	水路情報等調査業務委託
概要	本委託は、本市が管理する水路について調査を委託するものです。 水路情報等調査業務 一式
契約の相手方を選定した理由	本業務は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて発出された令和7年3月18日付国土交通省水管理・国土保全局下水道課事業マネジメント推進室長発事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」によって全国特別重点調査を実施することになり、当局が所管する雨水管路についても調査を行うため、調査業務を委託するものである。 調査内容は、雨水管路の人孔の座標や土被り、水路が敷設されている道路の道路管理者情報等を取得し詳細な敷設状況を把握するものであるが、調査件数が約9,200件と膨大な数となっていることから、取りまとめには膨大な時間を要し、国土交通省からも速やかに回答するよう要請を受けている状況である。国土交通省から要請を受けている点や、道路陥没事故を受けての調査である点を踏まえ、早急に調査結果を取りまとめ、報告をする必要があるが、本業務を迅速かつ正確に行うためには、当課が所管する「水路情報管理システム」の水路データと道路利活用課が所管する「道路情報管理システム」の道路データを連携して解析することが必要不可欠である。 また、本件調査に係るデータ連携については、各システムの開発業者しか知り得ないプログラム上の解析を行うものであり、システム開発者以外の者では行うことができない。 下記業者は、それらのシステムの開発及び保守を行っており、データ連携をできる唯一の業者になることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額(円)	¥9,570,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和7年03月27日
件名	跨線橋緊急点検業務委託(その2)
概要	本委託は、豊年橋、出来町橋、北裏橋について緊急点検を委託するものです。 (業務内容) 跨線橋緊急点検 計画準備 1式 現地踏査 1式 関係機関協議 1式 緊急点検 1式 点検調書作成 1式 報告書作成 1式 打合せ協議 1式
契約の相手方を選定した理由	JR中央線上に架かる豊年橋の桁下において、令和7年3月27日に東海旅客鉄道株式会社が実施した日常点検により、橋梁の目地材の一部と思われる落下物が発見されたため、令和7年3月27日の夜間に緊急点検を行うものである。また、同種構造の2橋について緊急的に遠望目視点検を行うものである。 契約の相手方は、鉄道管理者の精通業者として前回の定期点検を実施するなど当現場状況も把握しており、かつ緊急時の適切な処理が可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
契約金額(円)	¥2,497,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	名東区
課	公害対策課
契約締結日	令和7年7月24日
件名	アプリを活用した生物多様性調査・保全活動の促進に係る業務委託
概要	図鑑機能等を備える既製のスマートフォンアプリを活用し、名東区の特徴である3大緑地に生息する虫や動物、植物等を撮影、登録することでAI判定により生きものの種類を知るとともに、自然環境を身近に感じ、自然環境を守る行動へのきっかけづくりを目的とした事業を行う。
契約の相手方を選定した理由	現在、日本国内で利用できるAIによる同定機能を有する既存スマートフォンアプリのうち、国内の幅広い動植物種について和名で対応しており、日本語に対応しているものは「Biome」のみであることから、当該アプリの開発事業者である株式会社バイオームと契約するもの。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社バイオーム
契約金額(円)	2,667,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名東区役所公害対策課です。
電話番号 052-778-3109

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中学校スクールランチ調理等業務委託（緑区）
概要	中学校スクールランチによる給食のために、食材料の発注管理、調理及び学校配膳室での盛付・配膳、各学校への配送及び回収、食器類の洗浄、消毒及び保管、施設・設備の清掃及び日常点検、衛生管理、残菜及び厨芥等の処理等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年1月21日に入札後資格確認型一般競争入札の公告を実施し、令和7年2月5日に開札を行ったが、不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行うべく、中学校スクールランチ業務委託を受託している業者から見積聴取したところ、唯一、1者のみ予定価格内で見積りの徴取に応じたため。
契約の相手方	株式会社魚国総本社 名古屋本部
契約金額(円)	243,100,000(単価契約・年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3248

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和7年7月31日
件名	荒子幼7年次リニューアル改修工事(週休2日)(その2)
概要	名古屋市立荒子幼稚園リニューアル改修工事 (名古屋市中川区中郷四丁目234番地) 対象:園舎 内容:屋上防水、内装改修、外壁改修、便所改修 他
契約の相手方を選定した経緯	1. 緊急の必要性 荒子幼7年次リニューアル改修工事(週休2日)において、応札者が無く入札不調となった。 令和6年度末に実施した仮設校舎の入札も不調に終わっていたことから契約手続きが遅れ、当初想定していた工期スケジュールで着手することが困難となったことに加え、再入札を行うと契約期間内の施工完了ができず、園の行事に支障が生じる見込みとなる。 以上のことから、見積徴取を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社 千種工務店
契約金額(円)	97,790,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月23日
件名	名古屋市立荒子小学校給食調理等業務委託
概要	荒子小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社松浦商店 626点 2位 葉隠勇進株式会社中部支店 575点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松浦商店
契約金額(円)	35,862,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月31日
件名	名古屋市立大清水小学校給食調理等業務委託
概要	大清水小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 580点 2位 葉隠勇進株式会社中部支店 575点 3位 株式会社魚国総本社 名古屋本部 570点 4位 フジ産業株式会社 552点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
契約金額(円)	33, 594, 000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月22日
件名	名古屋市立西山小学校給食調理等業務委託
概要	西山小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 葉隠勇進株式会社中部支店 595点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	葉隠勇進株式会社中部支店
契約金額(円)	37,699,200円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月23日
件名	名古屋市立汐路小学校給食調理等業務委託
概要	汐路小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 日本ゼネラルフード株式会社 630点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本ゼネラルフード株式会社
契約金額(円)	35, 255, 000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月23日
件名	名古屋市立戸田小学校給食調理等業務委託
概要	戸田小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 葉隠勇進株式会社中部支店 595点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	葉隠勇進株式会社中部支店
契約金額(円)	25, 248, 300円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月24日
件名	名古屋市立鳴海小学校給食調理等業務委託
概要	鳴海小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社魚国総本社 名古屋本部 592点 2位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 550点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社魚国総本社 名古屋本部
契約金額(円)	25, 333, 000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月23日
件名	名古屋市立八事東小学校給食調理等業務委託
概要	八事東小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社松浦商店 632点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松浦商店
契約金額(円)	26,121,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年7月31日
件名	名古屋市立鳴海中学校給食調理等業務委託
概要	八事東小学校の給食調理等業務を委託する。 学校給食は学校教育活動の一環である。学校給食法の目的・目標等の実現のため、以下の業務を衛生、安全確保、食育の推進を踏まえ行う。 作業工程表及び作業動線図の作成、食材の検収、調理、配缶及び運搬、食物アレルギー等対応、食器等の洗浄・消毒・保管、施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、調理器具・調理用品等の状態管理、残さの処理・廃油等処理、その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、学校教育活動の一環である学校給食の実施を委託するものであり、学校給食法が定める学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を目的とし、同法が定める目標の実現には調理場における衛生管理や確実な給食の提供のみならず、児童が食に関する知識を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活の実現が図られるよう新規性・創造性を有する継続的な教育の取り組みが不可欠である。そのため、受託者の選定にあたっては、教育の一翼を担う者としての技術や知見等の受託能力を重視する必要がある。 以上から企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 584点 2位 株式会社魚国総本社 名古屋本部 572点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
契約金額(円)	21,384,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学事課
契約締結日	令和7年7月11日
件名	名古屋市入学準備金返還金等債権回収業務委託
概要	名古屋市入学準備金返還金等債権回収業務について、法律に関する専門的な知識等を有する事業者に委託するもの。 (債権概要) 名古屋市入学準備金返還金、名古屋市奨学金返還金、各延滞利息及び名古屋市立高等学校授業料にかかる滞納金
契約の相手方を選定した理由	<随意契約とする理由> 「名古屋市入学準備金返還金等債権回収業務委託」にかかる入札後資格確認型一般競争入札を令和7年6月5日に実施したが、入札者がなく不調となった。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき見積書を徴取し、予定価格内の見積書を提出した下記業者と随意契約を締結するもの。 <根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	弁護士法人ライズ綜合法律事務所
契約金額(円)	当該委託によって収納した金額の100分の16.50也(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学事課です。
電話番号 052-972-3385

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	博物館 総務課
契約締結日	令和7年7月3日
件名	特別展の開催に向けた出品資料調査等に関する旅行(リトアニア)にかかる業務委託
概要	特別展の開催に向けた出品資料調査、打ち合わせ及び契約締結のためリトアニア共和国の国立博物館、杉原記念館等を訪問するに際し、航空券等移動手段の手配、現地でのアテンド、会議通訳の手配等含め一切の業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 6月上旬に二者から見積を徴取したところ、フィンランド経由での航空券を含んだ金額が少額随意契約の範囲内であったため、低い金額を提示した業者と契約を締結しようとしたところ、フィンランド到着日である7月7日に航空業界の労働組合によるヘルシンキ国際空港でのストライキが行われることが、6月27日に判明した。そこで急遽、航空機の予約を変更したうえで再び見積りを徴取したところ、出発空港、宿泊数の変更等により少額随意契約を超える金額となった。 当初の航空機のキャンセルの有無は出発日の2日前に判明するが、その時点でキャンセルをされた場合に代替りの航空機を手配できる可能性は極めて低い。 また、市長がリトアニア共和国ビリニュス市及び同国との交流を踏まえて同市長から招待を受けていることから、同市、国立博物館及びカウナス市の杉原記念館等を同時期に訪問することが予定されており、博物館の職員が事前に国立博物館及び杉原記念館との協議を行わなければ、市長の同国訪問の目的にも影響が及び、ひいては国際交流の点で両市間に重大な影響が及ぶおそれがあるため、行程自体を変更することは困難である。 そこで、当初手配を依頼していた事業者と緊急随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社シティツアーズ
契約金額(円)	2,302,890円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局博物館総務課です。
電話番号 052-853-2655

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防航空隊
契約締結日	令和7年7月7日
件名	回転翼航空機(AS365)操縦士2名のシミュレーター訓練受講に係る訓練委託
概要	本件は、当局所属操縦士(AS365)2名に対し、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(消防庁告示第4号(令和元年9月24日))に基づく、実機では模擬し難い、シミュレーターによる非常操作訓練を受講させ、非常時の判断能力及び非常操作能力を向上させるものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、実機では模擬し難い、シミュレーターによる非常操作訓練という特性上、機内のスイッチ類等が名古屋ヘリと同一に近いものでなければ訓練目的を達成し得ないため、名古屋ヘリと同一型式、同仕様のシミュレーターでなければなりません。 名古屋ヘリと同一型式、同仕様のシミュレーターであるAS365N3+フライトシミュレーターを保有する国内における唯一の販売業者は、エアバスヘリコプターズジャパン株式会社に限定されます。 以上のことから、エアバスヘリコプターズジャパン株式会社と随意契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	エアバスヘリコプターズジャパン株式会社
契約金額(円)	4,768,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防航空隊です。
電話番号 0568-29-0119

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防航空隊
契約締結日	令和7年7月9日
件名	航空機「ひでよし」用機内通話制御機の購入
概要	本件は、消防航空隊所属の回転翼航空機「ひでよし」の耐空性を確保するために必要な部品を購入するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件の部品は、回転翼航空機AS365N3型の製造会社である仏国エアバスヘリコプターズ社製のものであり、国内における唯一の販売業者はエアバスヘリコプターズジャパン株式会社に限定されます。仮に他の業者が販売を申し出たとしても、仏国エアバスヘリコプターズ社の保証及びサービスを受けることができなくなるため、その部品の安全性及び信頼性は著しく低下するものと思われます。 また、整備において使用する部品についても製造会社であるエアバスヘリコプターズ社の指定する正規部品を使用しなければ、製造会社及び整備会社の適正な保証を受けることが困難となり、安全な運航を確保できなくなるため、正規部品を十分に確保できる企業を選定する必要があります。 以上のことから、エアバスヘリコプターズジャパン株式会社と随意契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	エアバスヘリコプターズジャパン株式会社
契約金額(円)	7,708,316円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防航空隊です。
電話番号 0568-29-0119

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年7月10日
件名	車両動態位置管理システム車載端末装置の移設業務委託
概要	本件は、消防車及び救急車の更新に伴い、車両動態位置管理システム車載端末装置の移設業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当局の車載装置は、当局が令和4年度から6年度に委託した「指令管制システム更新委託業務」において、日本電気株式会社が納入した同社製の指令管制システム機器です。そのため、日本電気株式会社以外が本業務を履行した場合、その後に発生した障害の責任の所在が不明確になるばかりでなく、使用者または第三者による装置の改造とみなされ、上記契約に基づく障害保守を受ける権利を失することとなります。また、本装置の仕様は、設計、製作者である日本電気株式会社のみ知り得ているため、安定稼働の担保及び損傷等不具合が生じた場合における速やかな障害対応は、日本電気株式会社のみが可能です。 上記契約の観点から本工事は、同社と随意契約を締結する性質の契約ですが、総合防災情報システム関連工事の施工については、日本電気株式会社から契約予定者へ委任されております。また、契約予定者は、日本電気株式会社との保守契約上の下請業者として、総合防災情報システムの施工段階から、実際に保守業務を継続的に実施しております。さらに、指令管制システムの安定的な運用を図るために障害発生時の責任を明確にする必要があります。 以上のことから、NECネットエスアイ株式会社 中日本支社と随意契約するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社
契約金額(円)	8,301,920円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和7年7月31日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和7年度8月分)
概要	本件は、消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	14,050,008円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	防災課
契約締結日	令和7年7月8日
件名	ボトル缶飲料水製造業務委託
契約の概要	ボトル缶飲料水である災害用備蓄飲料水「名水」の製造を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	災害用備蓄飲料水「名水」は災害に備えて飲料水の備蓄を促進するために販売をするものです。 長期保存可能な備蓄用飲料水とするため、１０年以上の保存期間が保証でき、災害時に再利用できるよう開閉できるキャップ付容器で製造する必要があります。また、海洋プラスチックごみ問題などへの対応からペットボトルではなく、アルミ製容器で製造する必要があります。 原料である名古屋市の水道水から、上記の条件を満たす製品を製造できるのは、大円食品工業株式会社しかありませんので、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	大円食品工業株式会社
契約金額（円）	12,872,464円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 防災課 です。

電話番号 052-972-3675

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年7月29日
件名	設計積算システム改修業務委託（その3）
契約の概要	本件は、積算基準改定に伴う既存の設計積算システムの変更（工事費積算処理及び画面入力・帳票出力仕様の変更、数量計算方法変更等）を行うため、システムの一部改修を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	35,786,410円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	上下水道管路情報WEB公開システム機器賃貸借（再リース）
契約の概要	本件は、上下水道管路情報WEB公開システムで現在使用している賃貸借機器（契約名：「上下水道管路情報WEB公開システム機器賃貸借」）について、賃貸借契約を継続するとともに、当該機器の保守を受注者があわせて行うことを目的とするものです。
契約の相手方を 選定した理由	再リースであることから、本契約は現行の賃貸借契約の相手方である株式会社J E C Cに限定されるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社J E C C
契約金額（円）	1,975,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	Microsoft Windows E3ライセンス始め3件
契約の概要	①Microsoft Windows E3 2,600ライセンスの納品 ②Microsoft 365 Apps for Enterprise 2,300ライセンスの納品 ③Symantec Ghost Solution Suite Subscription 150ライセンスの納品 ※①、②はEnterprise Subscription Agreementプログラムを適用 ※③はガバメントプログラムを適用
契約の相手方を 選定した理由	本件は、令和7年4月23日に一般競争入札に付し、令和7年6月25日に開札を行いました。入札者がなく、不調となりました。 本件は、Microsoft等のライセンスを購入するものであり、年間を通じて局ネットワークに接続するパソコンを使用するために必要なライセンスを含んでいます。現行のライセンスは令和7年7月31日をもって期限切れとなり、令和7年8月1日までに調達しなければ、局職員の業務に支障をきたすため、改めて競争入札に付す暇がありません。 本調達で求める要件を満たす事業者から見積書を徴取したところ、予定価格内であったため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額（円）	75,705,300円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。
電話番号 052-265-1151

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	水道メータ修理（50RMF）（その1）12個始め5件
契約の概要	下記の使用済み水道メータを再使用するため、外ケースを清掃し内部機構等を取り替える修理をするものです。 自動検針（通信機能付）50RMF12個 75RMF7個 100RMF7個 150RMW63個 200RMW3個
契約の相手方を 選定した理由	水道メータの調達については、品質確保と安定供給の観点から事前に水道メータの口径・種類ごとに製作者について審査を行い、承認された製作者から水道メータを調達する方法を採用しています。今回調達する水道メータについては、承認された事業者が愛知時計電機株式会社名古屋支店のみであるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知時計電機株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	6,149,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和7年7月21日
件名	配水管布設工事監督補助等業務委託
契約の概要	本業務は、監督業務の充実と効率化を目的として、北部管路センターにおける配水管布設工事の監督補助等業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路利用者の安全や工事の品質を確保するため、配水管布設工事に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、現場の施工状況を確認・把握しますが、その情報をもとに当局が施工業者に対して指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、工事の施工管理に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額(円)	20,130,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号 052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年7月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1 k L 当たり 108,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

2025001521

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年7月22日
件名	福祉特別乗車券更新にかかる審査統計システムの改修作業
概要	現在有効の福祉特別乗車券は令和8年10月31日で一斉に期限切れとなる。期限更新機と券売機・定期券発行機で更新・発券管理が行えるようにするため、審査統計システムを改修するもの。
契約の相手方を選定した理由	現在有効の福祉特別乗車券は令和8年10月31日で一斉に期限切れとなる。本件は、期限更新機と券売機・定期券発行機で更新・発券管理が行えるようにするため、審査統計システムを改修するものである。当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。下記業者は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	32,780,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025002033

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	クレジット決済対応自動券売機増台等に伴うクレジットシステム対応業務委託
概要	本件は、クレジットカード対応の自動券売機の増台等に伴い、クレジットシステム決済を行うためのクレジットシステム環境整備、及び試験業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、クレジットカード対応の自動券売機の増台等に伴い、クレジット決済を行うためのクレジットシステム環境整備、及び試験業務を委託するものである。オムロンソーシアルソリューションズ株式会社は既設のクレジットシステムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該システムのプログラム等の詳細情報を公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 東京事業所
契約金額(円)	4,085,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025002054

局区	交通局
課	自動車車両課
契約締結日	令和7年6月3日
件名	事故車修理(大森:NS295)
概要	令和7年1月9日に発生した事故により当局バス車両が損傷し、運行に使用不可となった為、修理を依頼するもの。
契約の相手方を選定した理由	市バス車両が事故により使用不可となった場合、運休を出さないよう整備計画の見直し等により対応しているが、更なる事故や故障が発生した場合、運休が生じ、お客さまや市民の生活に重大な支障をきたす恐れがあるため、車両を早期に復旧させる必要がある。バス車両用の修理設備を有し、本件修理が可能と認められる複数業者に概算金額及び概算修理期間の見積を依頼し、受託可能業者が1者のみであったため、当該業者と緊急契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
契約の相手方	名鉄自動車整備株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	2,278,386

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車車両課 です。
 電話番号 052-972-3882

随意契約の内容の公表

2025001278

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年7月1日
件名	レール塗油器交換業務委託
概要	レール塗油器の交換業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、草野産業株式会社が製造したレール塗油器の交換業務を行うもので、既設の塗油器部品の一部を再利用し交換を行う。レール塗油器の構造等に関する技術情報は公開されていないため、レール塗油器の製造・修理を行っている草野産業株式会社を選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	草野産業株式会社
契約金額(円)	63,459,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025002116

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年7月3日
件名	カス取り台車の修理
概要	軌道事務所で使用しているカス取り台車について、カス取りユニット部等の修理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所で使用しているカス取り台車についてカス取りユニット部等の修理を行うものである。当該カス取り台車は東光産業株式会社が製造したもので、詳細な技術情報は製造元が公開していない。本件修理を履行することができるのは、東光産業株式会社の指定営業店である東光機器サービス株式会社のため選定する。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東光機器サービス株式会社
契約金額(円)	2,118,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
 電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025001988

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年7月9日
件名	栄駅RE－11ターボ冷凍機分解整備委託
概要	本件は東山線・名城線乗降場系統RE－11ターボ冷凍機の機能を維持する為、冷凍機起動盤の改修及びターボ冷凍機の分解整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	ターボ冷凍機の分解整備を行うには、当該ターボ冷凍機の機能及び構造に関する専門知識を有する技術者を必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運転させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した(株)日立製作所より国内事業を移管され、技術情報が引き継がれている(株)日立ビルシステム以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	18,700,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025002041

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年7月7日
件名	亀島駅始め7か所エレベーターかご内照明整備委託
概要	本件はエレベーターのかご内照明を蛍光灯からLED灯に取替えるもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機(株)より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,047,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
 電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025002856

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和7年7月25日
件名	高速度鉄道2・4号線2000形車両 ダイヤ改正に伴うパネル表示器改修
概要	令和7年9月の当局高速度鉄道第2・4号線ダイヤ改正に伴い、2000形車両パネル表示器の改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両パネル表示器のソフト改修は、詳細な技術情報が公開されておらず、当該パネル表示器を設計・開発・製造したコイト電工(株)しか行うことができないため、コイト電工(株)の指定営業店である(株)ヤシマキザイと随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ 名古屋支店
契約金額(円)	5,786,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025001253

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年7月23日
件名	車輪旋盤点検整備及び駆動ローラ等修理
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の車輪を削正する車輪旋盤装置の点検整備及び駆動ローラ等修理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形及びN1000形車両の車輪を削正する車輪旋盤装置は、(株)オーエム製作所が設計・開発・製造したものであり、詳細な技術情報が公開されていない。駆動ローラ等は、車輪旋盤装置を構成する部品の一部であり、また本件の点検整備及び駆動ローラ等修理を行うことができるのは(株)オーエム製作所のみであるため、その指定営業店である伊藤忠マシンテクノス(株)と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	伊藤忠マシンテクノス株式会社
契約金額(円)	6,375,050

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025001454

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月4日
件名	名城線集中映像伝送装置用UPSバッテリーの購入及び取替(設備更新)
概要	本件は、名城線集中映像伝送装置用UPSバッテリーの購入及び取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名城線集中映像伝送装置用UPSバッテリーの購入及び取替を行うものである。UPSは集中映像伝送装置を構成する機器の一部であり、バッテリーの購入及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該集中映像伝送装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該集中映像伝送装置の設計・製造会社である(株)国際電気から業務移管を受けた(株)HYSエンジニアリングサービス 中日本支店と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社HYSエンジニアリングサービス 中日本支店
契約金額(円)	15,435,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025001526

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月3日
件名	第2・4号線旅客案内装置定期点検
概要	本件は、第2・4号線旅客案内装置の各部点検及び調整等を行い、機能を正常に維持するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第2・4号線旅客案内装置の定期点検を行うものである。点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該旅客案内装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該旅客案内装置を設計・製造した株式会社新陽社 名古屋支店と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社新陽社 名古屋支店
契約金額(円)	11,984,170

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025001956

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	砂田橋駅始め2駅配電室保護継電器取替(設備更新)
概要	本件は、砂田橋駅及びナゴヤドーム前矢田駅配電室に設置されている配電盤内保護継電器等の取替えを行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、砂田橋駅及びナゴヤドーム前矢田駅配電室に設置してある配電盤内保護継電器等の取替えを行うものである。保護継電器等は配電盤を構成する機器の一部であり、既設の配電盤に適合する保護継電器等の取替えは必要な技術情報が公開されておらず、当該配電盤を設計・製造した者しか行うことができない。よって当該機器の設計・製造会社である三菱電機(株)から業務移管を受けた、三菱電機プラントエンジニアリング(株)と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(円)	21,928,720

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025002152

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月17日
件名	栄変電所電力回生インバータの分解整備(設備更新)
概要	本件は、栄変電所の電力回生インバータを分解整備するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、栄変電所に設置している電力回生インバータの分解整備を行うものである。その分解整備にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該機器を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該機器の設計・製作会社である三菱電機株式会社から業務移管を受けた三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部
契約金額(円)	61,392,100

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025002872

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月25日
件名	鶴舞線可動式ホーム柵設置に伴う連動装置改修その2
概要	本件は、鶴舞線可動式ホーム柵設置に伴い、3号線八事駅及び赤池駅の連動装置を改修するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、鶴舞線可動式ホーム柵設置に伴い、3号線八事駅及び赤池駅の連動装置を改修するものである。改修にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該連動装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該連動装置を設計・製造した株式会社京三製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社京三製作所 名古屋支店
契約金額(円)	6,410,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025002888

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年7月24日
件名	第1号線栄駅通信用電源装置蓄電池製造及び取替(設備更新)
概要	本件は、第1号線栄駅に設置されている通信用電源装置の蓄電池を製造し取替えるとともに、劣化した部品の取替えを行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第1号線栄駅に設置されている通信用電源装置の蓄電池を製造し取替えるとともに、劣化した部品の取替えを行うものである。蓄電池及び取替える部品は、通信用電源装置を構成する機器の一部であり、蓄電池の製造・取替及び部品の取替えにあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該通信用電源装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該通信用電源装置の設計・製造会社である株式会社GSユアサ 中部支社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社GSユアサ 中部支社
契約金額(円)	6,567,990

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892